



税務調査による損失とは？

税務調査件数は令和3事務年度（2021.7～2022.6）より増加傾向となっていることを以前からお伝えしてきました。令和4事務年度の調査結果は11月に公表される予定ですが、増加していることが予想できます。また、この7月からの令和5事務年度においては、コロナウイルス感染症が2類相当から5類になり、税務署関係者も意気込んで調査を開始されるのではないのでしょうか。そこで、税務調査が入った場合、どのような影響・損失が発生するのか、弊所のお客様に多い医師を例に検討してみました。

営業できない？

医師一人で医院を運営しており、経理担当者が特別にいない場合は、税務調査の対応により休診にせざるを得ない状況になる可能性もあります。通常の税務調査は1～2日間、10時頃～17時頃で行われることが多いです。事業内容の聞き取りや、総勘定元帳などの帳簿を見ながら関連する証憑の提示を求められるので、書類の準備、またその証憑を見ながら内容の確認で質問を受けます。休診日を調査に充てることもできますが、平日に休診日の設定がない場合は臨時休診にする方が良いです。税務調査員が院内にいて、患者様や従業員にもストレスがかかってしまいますし、またスムーズに対応できないと調査が長引く要因になってしまいます。

税理士への報酬

ほとんどの会計事務所では、税務調査の立会料が必要です。また、調査の指摘によって修正申告が必要となった場合は、申告報酬が発生します。相場は立会料1日30,000円～60,000円、修正申告は1事業年度1税目30,000円～100,000円となります。

税務調査が入った場合の試算

もし、北野会計事務所のお客様で2日間の税務調査が行われ修正があった場合、どのような損失が発生するでしょうか。

2日間の税務調査 3年分の修正申告が必要となった場合		
収入の減少	-600,000	月700万（22日診療） 300,000円×2日
立会料	-60,000	30,000円×2日
所得税修正申告	-90,000	決算料300,000円×10%×3
消費税修正申告	-90,000	決算料300,000円×10%×3
追徴課税	∞	不足税額・延滞税・利子税・加算税など
交渉による成功報酬	∞	厳しい状況から、交渉により減額できた場合に発生することがあります
精神的なストレス	∞	時間の拘束、書類の準備、税務調査官への対応など
新規患者の取りこぼし	∞	将来の見えない損失
合計	-840,000	

金額にはならないものもありますが、精神的なストレスを感じる方も多くいらっしゃいます。脱税など不正をしていなくても、税務調査官に様々な質問をされるのは、気持ちの良いものではありません。

税務調査を回避するために

北野会計事務所では、税務調査0件を目標に書面添付制度の導入をお勧めしています。書面添付制度とは、税務申告書について「私（税理士）は税務の専門家として、このように事実確認を行い、相談に応じ、適正に計算し整理して申告書を作成したので、税務調査を行う必要はない」ということを表明したものになります。別途料金（月額20,000円）が発生しますが、意見聴取後に税務調査に至った場合について、立会料や修正申告等に対する手数料は、法人税や所得税では原則いただいておりません。書面添付制度に関するご質問、ご相談がある場合は、窓口担当者までお問い合わせください。

（文責：大林 慶子）